

件名	愛媛県森林環境税条例				
主管課	税務課				
根拠法令等					
【制定の理由】	<p>森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造のための施策に要する経費の財源に充てるため、本県独自の森林環境税を新設するため。</p>				
【条例の概要】					
1 課税対象	県内に住所、事業所等を有する個人・法人等				
2 納税義務者	個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者				
3 税率・税額	個人 年額 500 円				
	区 分	現行税率	上乗せ額		
	個人	1,000 円	500 円		
	<p>県民税均等割の納税義務者である夫と生計を一にする一定の所得のある妻に係る森林環境税は、平成17年度に限り年額 200 円</p>				
	法人等	現行均等割額の 5 %相当額			
	資本等の金額の区分	現行税率	上乗せ額		
	50 億円超	800,000 円	40,000 円		
	10 億円超 50 億円以下	540,000 円	27,000 円		
	1 億円超 10 億円以下	130,000 円	6,500 円		
	1,000 万円超 1 億円以下	50,000 円	2,500 円		
	上記以外	20,000 円	1,000 円		
4 納税方法	<p>個人県民税は、市町村が給与所得者については特別徴収、事業所得者については普通徴収する。</p> <p>法人県民税は、法人等が県に申告納付する。</p>				
5 実施期間	<p>平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日</p> <p>(実施期間は 5 年間とし、期間満了時に見直し・検討を行う。)</p>				
施行日	平成17年 4 月 1 日				
【その他参考事項】	他県における森林整備に関する新税の導入状況				
県名	高知県	岡山県	鳥取県	鹿児島県	島根県
名称	森林環境税	おかやま森づくり県民税	森林環境保全税	森林環境税	水と緑の森づくり税
施行時期	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H17.4.1	H17.4.1
納税義務者	県内に住所、事業所等を有する個人・法人等	同左	同左	同左	同左
税率	個人：年額500円 法人：年額500円	個人：年額500円 法人：均等割額の5%相当額	個人：年額300円 法人：均等割額の3%相当額	個人：年額500円 法人：均等割額の5%相当額	同左